

平成 28 年度第 2 回白井市障害者計画等策定委員会 会議要録

- 1 開催日時 平成 28 年 11 月 9 日(水) 午後 2 時 00 分から 4 時 00 分まで
- 2 開催場所 白井市保健福祉センター2 階 研修室 2
- 3 出席者 竹原委員長、林副委員長、福岡委員、松本委員、鶴岡委員、大井委員、吉武委員、高柳委員、田中委員、黒澤委員、平野委員、茂野委員、山田委員、小林委員、川島委員 (計 15 名)
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 健康福祉部社会福祉課長、社会福祉課障害福祉班担当者、株式会社アイ アール エス主任研究員、同研究員 (計 4 名)
- 6 傍聴者 1 名
- 7 議題
(1)平成 28 年度第 1 回策定委員会の会議要録について
(2)アンケート調査票(案)及び調査対象者について

8 資料

- 資料 1 平成 28 年度第 1 回白井市障害者計画等策定委員会 会議要録(案)
- 資料 2-1 アンケート調査票 (案) 及び調査対象者について
- 資料 2-2 アンケート調査票案(身体障がい者用)
- 資料 2-3 アンケート調査票案(知的障がい者用)
- 資料 2-4 アンケート調査票案(精神障がい者用)
- 資料 2-5 アンケート調査票案(難病患者用)
- 資料 2-6 アンケート調査票案(障がいのない市民用)
- 資料 2-7 平成 26 年度実施 白井市障害者計画・障害福祉計画改定のためのアンケート調査 調査票

9 議 事

◇開 会

- ・事務局より開会が宣言された。

◇委員長挨拶

- ・委員長より挨拶があった。

[大要] 皆様こんにちは。本日は、前回事務局の方からお話がありましたとおり、第 5 期障害福祉計画策定に伴うアンケート調査について、皆様から積極的なご意見を頂きましたと思います。これまでは、計画を策定するまでが大変で、策定が終わったら一段落する、というようなところがありましたが、今現在の第 4 期計画では、PDCA サイクルというものがあり、計画を策定したらそれを実行に移して、更にチェックして…というような流れが明記されています。ですから、計画をただ策定するだけではなく、本当に具体的に実行されているかどうか、管理をきちんとしていくというのが私どもの大きな役割

かと思えます。もちろん、実行してもいろいろ制度が変わったりすることもありますし、財政的な条件もあるわけですが。

今日も限られた時間ではありますが、皆様方の積極的なご意見を頂ければと思っています。よろしくお願いいたします。

◇議 題

1 平成 28 年度第 1 回策定委員会の会議要録について

- ・事務局より資料 1 について説明があった。

委員長 資料 1 は前回の会議の記録になりますが、何かお気づきの点や、訂正等のご要望があれば、ご意見を頂きたいと思えます。いかがでしょうか。

委 員 第 1 回の策定委員会ですが、私は都合が悪くて出席できなかったわけではありません。職員さんには伝えてほしいとお願いしたのですが、欠席の理由は皆さんに伝わっているでしょうか。というのは、26・27 年度の障害者計画等策定委員会には 12 回全て出席したのですが、点字の資料があるわけではないので、出席していても、会議でどこをやっているかが分かりません。「何ページの何行目」と言われても分からないし、どの内容について質問が出たのか、あるいはそれにどう答えているのかも把握できないし、質問や意見を言うタイミングも上手く計れないので、出ても意味がないなと思えました。ですから欠席しました。今回出席したのは、議題がアンケートについてなので、できたら出席してほしいと事務局からお願いされたからです。また、ここでは私も含め他の障がい者の人たちも意見を言っているわけではなく、他の人はともかくとして、少なくとも私は自分が委員でなくてもいいと思ってしまったので、それを訴えたくて出席しました。委員の依頼を受けたときも、「うちの会は委員を出しません。個別でお願いします」と言ったのですが、それはできないと事務局に言われたので、名前は出しました。このあたりを皆さんがどう理解されておられるか、と思い、自分の気持ちを伝えています。今の時点では、この先出席するか分かりません。

事務局 前回もそうでしたが、今回、障害者計画等策定委員会を設置するにあたり、市の附属機関条例には、委員の中に障害者団体の代表を入れることが定められており、市内にあります障害者団体の代表の方に委員の推薦をお願いしました。視覚障がい者の方には、いろいろとご不便をおかけしてしまっておりますが、なかなか点字での資料を整えることは難しい状況で、前回からご協力頂いております。ただ、会議の中で思ったような発言ができないとか、説明している部分が分からないといったご意見はごもっともだと思います。前回もそうでしたが、今後進めていく中で、各団体の方に個別にご意見を頂く機会は取らせて頂きたいと考えており、懇談会形式の意見聴取の予定は組んであります。前回から引き続きご推薦を頂いたところですが、推薦について辞退されたいということであれば、ご意見を聞く機会は設けたまま、その団体からの委員は欠員とする対応を事務局の方で取らせて頂くことも一つの形だとは思えます。その対応でも構わないかどうか、委員会の皆様にご検討を頂ければと思います。

委員長 欠席についてですが、やむを得ず欠席することもあるかと思しますので、例えば、ご連絡頂いたときに、欠席の理由を委員会に説明しても構わないということであれば、配慮はしていきたいと思えます。また、前回進行を務めていた身として、先ほどの委員さんの意見は非常に重たく受け止めております。今は、「自分たちのことを自分たち抜きに決めてもらいたくない」ということが当たり前になるようにしているわけです。合意的配慮ということが言われている中、限界はあるでしょうが、この会の進行や資料などは、できる限り本人のご意見を反映できたら良いと思えます。

委員 今「合理的配慮」という言葉が出ましたが、「合理的配慮」という言葉は、我々からすると「合理的排除」というように聞こえるので、もっと他の言葉があると良いのと思えます。以前の委員会で、「障害」という言葉の「害」の字をひらがなにすることがどうかという話がありましたが、視覚障がい者は、聞こえる言葉や点字を優先的にとらえてしまうので、どちらかといえば文字よりも言葉そのものに焦点を当ててほしいなと思えます。

委員長 ありがとうございます。一般市民向けのアンケート案の中に、「障害者差別解消法」という項目を加えたいという部分もありましたので、「配慮」という言葉がふさわしいのかどうか、委員の皆様にご検討して頂きたいと思えます。

委員 事務局から資料の点訳は難しいという話もありましたが、実際、他の自治体でも視覚障害をお持ちの方がこういった委員会にいらっしゃるケースがあるので、その場合はどうしているのだらうと思えます。視覚障がいのある委員さんがいらっしゃる以上、点訳資料を用意するといった配慮は大前提だと思えますが。残念でなりません。

委員長 できる限り、市の方でも配慮して頂きたいです。今現在の進行を点字にするということではなくて、議事録などは一定期間、時間に余裕がありますので、対応をご検討頂ければと思えます。

委員 テキストファイルで資料を頂いていますので、事前に音声で聞くことはできますが、手元に持ってくることができず、全てを覚えることも難しい状態です。できれば、会議に出るためには手元に資料が欲しいです。皆さんと同じように参加したいのですが、どうしても差別されているように感じてしまいます。

委員 疑問に思うことが二つありまして、一つは、他の市町村では視覚障がいの方がこういった委員会に出られているのか、二つめは、もし出られているなら、資料はどのように準備されているのかということです。他の自治体では、資料の音訳用のノートパソコン(機械?)があり、それで視覚障がいの方も説明を受けられるようになっています。その読み上げる音声が気になるということであれば、別の部屋で会議に参加するというようなこともできますよね。近隣の自治体はどのような対策を取っているのか、聞きたいところです。

事務局 他の市町村で計画を策定する際の委員の構成や、あるいはその中に視覚障がいをお持ちの方がいらっしゃる場合の対応については、確認をさせて頂きたいと思えます。また、会議要録等の点訳の対応が可能かどうかは、今後検討するお時間を頂き

たいと思います。

委員長 会議全体の記録については検討して頂けるとのことでしたが、できれば会議の進行においても、様々な障がいを持った委員さんをご発言できるよう、委員の皆様にも工夫をお願いし、そして私自身もそのように努めてまいります。

2 アンケート調査票(案)及び調査対象者について

・事務局より資料 2-1 について説明があった。

委員長 アンケート全体について、何かご質問等はあるでしょうか。

委員 2 年前のアンケート調査での、視覚障がい者の回答状況を知りたいです。確か白井市では視覚障がい者が 78 名いたと思ったのですが。

事務局 前は、身体障がいの方を対象としたアンケートの中で、「視覚障がいがある」と答えられた方が 6.6%いらっしゃるという結果でした。概数ではありますが、回答者数とその割合から計算しますと、52 名が回答されているということになります。

委員 なぜそのようなことをお聞きしたかという、我々は誰かの力を借りて回答する必要があり、手間がかかるものですから、もっと回答数が少ないと思っていました。あゆみの会の中では、家族に協力を断られたという人のケースも聞きました。私が回答するときも、何とか家族にやってもらおうのが精一杯です。自分でこういう風に回答したいという思いはありますが、頼みづらかったりすることもあるので、ぜひ職員の方にお手伝いして頂きたいです。

事務局 アンケート調査票の表書きに、「ご記入にあたってのお願い」という部分があり、そこでは「ご本人がお答えになるのが難しい場合には、ご家族の方や介助・支援者の方などがご本人に代わってお答えいただいてもかまいません」と記載していますが、前回、「家族には頼みづらい」というご意見も頂いていたため、市の方でご相談に応じて、可能な限り個別に対応していきたいと考えているところです。

委員 ということは、市役所までわれわれが出向く必要があるということですね。訪問してもらえるとというわけではないと。

事務局 ご自宅に伺うとなると、対応が難しいというのが正直なところでございまして、日数をできるだけ多く取って、調査票を回収しようと考えています。職員が対応しますので、都合の良い日に市役所までお越し頂いて回答をお願いしたいと思います。ご理解をお願いいたします。

委員 付き添ってくれる家族にも都合があるので、折り合いをつけるのが難しいこともあります。期限は決まっていますが、確実にその期間内に行けるとも限りません。どうしたらよいでしょうか。

事務局 アンケート調査ですので、ある程度「この日までに回答してください」というお願いはしますが、締切日を過ぎたからといって即座に受け付けない、ということではありません。ご相談頂ければ、なるべくご都合の良い日に対応させていただきます。

委員 前回の計画策定の際、アンケート以外にも、市職員とコンサルタント会社が障害者団体の皆様に対してヒアリングを行い、良い意見が出たと聞いています。今回も

そういうことをやった方が良くと思うのですが。

委員 当事者からすると、個別でないと言いつらい意見もあるので、ぜひやってほしいです。

事務局 前回と同様、各団体の方にお話を伺いながら計画策定を進めていきたいと思っています。アンケート調査とは別に機会を設けさせて頂きますので、アンケートはアンケートで、できる範囲でお答え頂ければと思います。

委員 基本的なことで申し訳ありませんが、障害者手帳の交付に年齢は関係ないのでしょうか。

委員長 手続きをすることにより手帳が交付されます。年齢は上限も下限もありません。

委員 ということは、資料 2-1 にある対象者数は、大人も子どもも含めた数ということですか。

事務局 仰るとおりです。年齢は関係なく、手帳をお持ちの方の中から対象の方を抽出していきます。ただし先ほども申しましたとおり、ご本人が未成年であるなどしてご自分でお答えになるのが難しい場合には、ご家族の方が代わりにお答えになっても構わないということになっています。

委員長 今回は法律改正により、障害児福祉計画も策定するということになっていますので、障がいをお持ちのお子さんのニーズもアンケート調査の中から把握するということで良いでしょうか。

事務局 はい。ただし本市においては、第 4 期障害福祉計画の中で児童のサービス量見込み等についても記載しています。第 5 期では、恐らく児童の部分も計画として成人の方の障害福祉計画と 2 つ並ぶような形になるのではないかと思います。ただ、国の指針がまだ出ておりませんので、それを確認しながら進めていく形になります。

委員 今出ていた話ですが、前回会議でもそのような話題が出ており、資料 1 に書いてありますので、それを読めば済むのではないかと思います。時間の都合もありますので、今回の議題についてもっと話し合いたいです。

委員長 分かりました。事務局に確認しますが、今回の会議だけでアンケートのことを決めるわけではありませんね？次回会議でも話し合えますよね。

事務局 はい。今回と次回の会議でアンケートについて確定したいと考えておりますが、今回の会議中に意見を出し尽くすのは難しいかと思いますので、また新たにお気づきの点がありましたら、メールやファックス等で事務局の方にお知らせください。

・事務局より資料 2-2 について説明があった。

委員 前回調査時にも気になりましたが、居住地区や年齢など、なぜ個人を特定するような設問を入れるのでしょうか。回答する側からすると、それならば名前を書いた方が良く感じてもらいますが。

事務局 結果の分析の際に基礎データとして使うため、それぞれの属性をお尋ねする必要

があります。結果を公表する時点では細心の注意を払い、個人が特定されることのないようにいたします。目的があつてのことですので、ご理解頂きたいです。

委員 もし、「記入にあたってのお願い」に、「住所・氏名をご記入ください」と書いてしまうと、今よりもっと回答してもらえなくなると思います。名前を書いても良いとおっしゃる方は書かれても良いかと思いますが、これだけ個人情報について重視されている状況の中で、氏名を記入してくださいというのは無理があるので、今の時流に適ったお願いではないかと思えます。

委員 例えば、集計する方が「この小学校区にはこういう障がい者の方が何人住んでいる」ということが分かれば個人が特定されてしまうかもしれませんが、集計者がそういったことを分かていなければ、仮に1名だったとしても特定されることはないし、できないと思います。恐らく集計する方も白井市のことを全て熟知しているというわけではないでしょうから。

委員 では、いったい誰が集計や分析作業を行うのですか。

事務局 市が委託しているコンサルタント会社が行います。市の職員が1枚1枚チェックするということはありません。先ほども委員からもお話がありましており、コンサルタント会社では、どなたがどこに住んでいるかまで把握していませんので、入力時に調査票を見ても、誰が回答されたものであるかは判断できません。当然、報告書において個人情報を公表するようなことは致しません。なお、報告書に記載しきれなかった分も含めた全ての数字上のデータは、報告書とは別に市に納品されます。それは何に使えるかと言いますと、例えば問17に「今後使いたいサービスは何か」という設問がありますが、その回答結果を居住地区をたずねる設問の結果と掛け合わせてみると、その地区にどんなサービスのニーズがあるかを把握することができます。こういう分析を行うことで、行政の方としても複合的な情報を得られます。このような理由から回答者の方の属性を聞く設問を入れていまして、その設問がなくなってしまうと、情報も把握できなくなります。個々の回答者について想像しながら入力したり分析したりすることは一切ありませんので、ご安心頂ければと思います。

委員長 属性を聞く設問を掛け合わせて個人を特定するのが目的ではなく、サービスが本当に足りているのか、満足してもらえているのかということ把握し、例えばサービスが不足しているようなところには事業所を誘致するであるとか、そういう目的のために行うアンケートだと思えます。

委員 ちょっと疑問に思ったのですが、調査の結果、ニーズが少ないからといってサービスを提供する優先度が下がるということはないですね。

事務局 まずはニーズが多いか少ないかということ調査させて頂きたいです。結果を受けて今後策定される計画書にどう反映させるかはまた検討しますが、ニーズが少ないからそのサービスを提供しない、ということではありません。

委員 前回、回収率が55%とのことでしたが、結果は適切に計画に反映されているのでしょうか。

事務局 55%という回収率は、通常のこういったアンケート調査の中では高い方である、

という認識でおります。前回も同じような意見がありましたが、事務局といたしましては、アンケート調査の結果や皆様のお話をお聞きした結果をできる限り反映させて頂いたつもりでおります。今回についても同じように作業を進めていきたいと思っております。

委員長 当然、前回の55%を大きく上回るくらいの方々に回答して頂きたいと思っています。皆様にも、関係者の方に周知して頂いたりであるとか、回収率を上げるような取り組みをお願いしたいところです。

委員 議題はアンケート調査票の内容について、ということなので、それ以外のことについては最後にまとめて質問をお受けしたいと思うのですが、委員長、いかがでしょうか。

委員長 時間の都合もありますし、そのとおりでと思います。では、身体障がい者の方向けの調査票についてですが、今の時点でお気づきの点などありましたらお願いいたします。

委員 前回の調査票よりは分かりやすく、見やすくなっていると思います。それぞれのサービスについて状況を聞いていることもあって、内容も濃くなっているように感じます。ご家族に回答をお願いする場合にも、途中で表の中にサービスについての説明が入っていたりしているので、答えて頂きやすくなっていると思います。

委員 問17を回答するとき、いちいち問14まで戻って番号を確認しなければならないのが非常に面倒だと思います。重要な設問だと思うので、できれば戻らないでもいいようにしてもらえると良いと思うのですが。

事務局 ありがとうございます。検討させていただきます。

委員 問16の選択肢2にある「資格要件」とは、「受給資格要件」ということで良いでしょうか。

事務局 はい。そのとおりです。

委員 問18の選択肢6の「利用できるサービス量が少ない」というのは、つまり「支給決定量が足りていない」と解釈すればよろしいですか。また、選択肢7の「利用したいサービスの種類がない」というところも、制度上ない、ということなのか、受け手である事業者がないのか、どちらか分かりませんでした。白井市の状況からすると、恐らく後者の「サービス事業者がない」という選択肢があると好ましいです。

事務局 ご指摘のとおり、市で全てのサービスを提供できているわけではありませんので、「サービス事業者がない」という選択肢も付け加えたいと思います。また、「利用できるサービス量が少ない」という表現に関しましても、検討させて頂きたいと思っております。

・事務局より資料2-3について説明があった。

委員長 ルビがふられています。単純にルビをふるだけではなく、分かりやすい文章表現を検討してほしいと思います。それでは、ご意見はありますでしょうか。まだ発言のない方からも、ぜひお願いいたします。

委員 問 11 で世帯収入を聞く設問がありますが、これは本人の収入を聞いた方が適切だと思うのですが。現在では福祉サービスを利用する場合、利用する本人の収入を見て援助が行われるということもありますので。

事務局 これは案として書かせて頂いているところですが、確かにサービスの利用においては、ご本人の収入を聞く場合もありますし、また問 11 そのものが新規の設問になりますので、設問自体の要・不要も含めて改めて検討したいと考えております。

委員 今の話に関して、世帯収入の基礎データは確かにあっても良いと思いますが、それとは別に個々の収入のデータがあると良いと思います。特に、施設に入所されている方々やグループホームにお住まいの方に回答して頂くことを考えると、世帯収入だけを聞くのは実態にそぐわないのではないかと思います。

事務局 ありがとうございます。検討させていただきます。

・事務局より資料 2-4 について説明があった。

委員 問 5 の選択肢 4 に「(精神障害者保健福祉手帳を)持っていない」とありますが、今回の精神障がい者の調査に関しては、対象が手帳を持っている方だということなので、選択肢としてふさわしくないと思いますが。

事務局 ご指摘のとおりです。訂正いたします。

・事務局より資料 2-5 について説明があった。

委員 問 2 の設問文で「障がいのある方」とあるが、これは「難病のある方」の間違いではありませんか。

事務局 これもご指摘のとおりです。適切な表現に改めさせていただきます。

・事務局より資料 2-6 について説明があった。

委員 問 17 の選択肢に、「内容まで知っている」というところがあるが、「内容を知っている」というのは、この場合、どこまでを「知っている」とするのでしょうか。知っている、という程度もいろいろあると思うので、あいまいに感じます。私も当事者ですが、名前を知っていても、内容を全部きちんと知っているわけではないものもありますので。

事務局 案では、知っている程度を3段階に分けて聞いていますが、この選択肢の数と表現が適切かどうか、改めて考えたいと思います。

委員長 最後のページにいくつか言葉の解説が載っていますが、これにぜひ「障害者差別解消法」の解説も加えてほしいと思います。障がいのない市民の方に、正しい理解をして頂ける機会にもなりますので、ご検討頂ければと思います。

事務局 はい。検討いたします。

委員 最終ページの言葉の解説ですが、最後よりももう少し最初の方に持ってきた方が理解しやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。最後まで来てやっと説明を見るとなると、答えやすさにも影響するのかなと思います。

事務局 今のご質問ですが、例えば問17に言葉の解説を入れた方が良いということでしょうか。あるいは、最初のページの裏などに解説を入れてほしいということでしょうか。

委員 一番丁寧なのは、言葉が出てきたときに解説がついてくるような形だと思います。分かりやすいし、答えやすいと思います。

事務局 検討してみますが、一点だけ申し上げておきますと、問17のような「〇〇という言葉を知っていますか」という設問に回答する際、回答される方の中には、「以前は知らなかったけれど、今ここで解説を読んだから知っている」ということで「知っている」と回答されてしまう方がいらっしゃる場合があります。ですので、この部分は慎重に検討させて頂きたいと思います。ただ単に言葉を説明するためにだけある語釈ならば、もちろん分かりやすい位置にあった方が良いとは思いますが。

委員 右上にある「障がいのない市民用」というのは表現としてふさわしくない気がしますが。

事務局 右上の部分は会議資料の区別のために入れているものですので、実際に回答される方がこれを目にされることはありません。

委員 ほとんどの調査票に住居形態を聞く設問がありますが、持ち家か持ち家ではないかで選択肢を分けているのはどうしてでしょうか。

事務局 それは特に身体の方に関係がありますが、仮に持ち家にお住まいの方であれば、住宅改修が容易にできます。しかし賃貸であるとか、持ち家でない場合というのは、生活しやすいようにバリアフリー化をしようとしても、大家さんなどにダメと言われてしまってできないということや、また、そういうサービスを利用できないといったことが考えられます。そのため、実は持ち家と持ち家でないという状況には大きな差が出てきます。なお、他の調査でも同じような質問がなぜ入っているかといえば、重複障がい者の方に配慮したためである、ということになります。

委員 ほぼ全ての調査票に「平日の昼間に何をしていますか」という設問が入っていて、その選択肢に「特別支援学校（盲・聾・養護学校）に通っている」とあるのですが、現在の制度上「養護学校」というものはないのではないのでしょうか。

事務局 これは、前回の同じ設問を選択肢ごとそのまま移したため、チェックが漏れてお

りました。修正させていただきます。

委員 合わせて、その次の選択肢に「小学校・中学校に通っている」というのがありますが、これは特別支援学級についての想定はしているのでしょうか。

事務局 こちらについても、特別支援学級に通級しているかどうかは判別できないため、それが分かるような選択肢を新たに設けたいと思います。

委員 資料2-6の問10、「ノーマライゼーション」という言葉について知っているかどうか、また、その次の問11、「ノーマライゼーション」の理念に賛成できるかどうか、という設問がありますが、そもそも「ノーマライゼーション」という概念自体がずいぶんと古いものであるので、この2つは必要ないように思います。いかがでしょうか。今はどちらかということ、地域の中で健常者と障がいのある方が共に暮らしていく、という考え方が前提になっていると思いますので。

事務局 これは経年変化を見たいというところから入れている設問です。問10に関しては知らないと回答される方も過去いらっしゃいまして、過去に行ったアンケートの結果より「知っている」と回答される方が多ければ、それだけ考え方として認知されているので、良い傾向であると判断することができると思っております。

委員 いえ、必要性自体ないと思っております。認知度や賛成できるかどうかを聞くよりも、回答される方に理解を促していく設問を検討して頂けると良いと感じます。

委員 過去の結果を見ていると、これ以上ノーマライゼーションについて成熟した回答を求めるのは難しいように感じます。そもそも、障がい者に関わる我々ですら、「ノーマライゼーション」という言葉を今はあまり使っていませんし、その考え方が当たり前になりすぎていますので。どちらかと言えば、障がいのある方が地域で生活するために、社会的障壁をどう対応しようか、という考え方で「配慮」あるいは「合理的配慮」という言葉が使われ始めています。ですから、「合理的配慮」についての認知度などを聞く方が良いと思います。「合理的配慮」という、「ノーマライゼーション」の次のステップの考え方について、新たに集計を取ってみても良いのかなと思います。

委員 この障がいに関するアンケートというものはいつからやっているのでしょうか。また、毎年行っているのですか。

事務局 第1期計画の策定時から行っていますので、10年程前からということになります。

委員 毎年行っているのですか。

委員長 毎年ではありません。計画策定の度に実施するので、おおよそ2~3年に1回行っているような形ですね。

◇閉会

事務局 追加のご意見等がありましたら、今月末日までに、事務局までお知らせ頂ければと思います。

次回の会議は12月21日(水)の開催を予定しておりますが、時期が近づきました

らまた改めてご連絡させて頂きたいと思います。

- ・事務局より閉会が宣言された。

以上